

第4回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月25日(水) 午前9時30分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 三階委員会室
3. 出席委員(10人)

1番	巻坂 藤博	2番	後藤恵美子	3番	齋藤 祐一
4番	渡部由美子	5番	長岡 賢市	6番	渡部 晃子
7番	手塚 康博	8番	遠藤 智行	9番	二瓶 幸浩
10番	安部 数幸				
4. 欠席委員
5. 農業委員会事務局員 竹田辰秀局長 手塚寿子局長補佐 大谷部良明専門員
6. 議事日程
 - 日程第 1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 報告第 9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 日程第 4 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第 5 議案第12号 農地法第4条の規定による事業計画変更申請について
 - 日程第 6 議案第13号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について
 - 日程第 7 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 日程第 8 議案第15号 飯豊町農用地利用集積計画の承認について

議 長

秋の収穫が最盛期には何かと雨続きで、作業がなかなか順調に続かなかったと思いますが、収穫作業が終わった途端に、青空が連日続いておりまして、秋晴れで大変気持ちが良いところであります。

様々な話題ですが、個人の努力が結果に出ている、天候のみならず、それに対する対策が各地で話されているように聞こえてくるのが、今の現状だと思います。前回、置農委の意見交換会がありましたが、様々に努力をしている方は、なんの景況もなかったと。山間部で水が不足した所が収量が落ちたなどと色々な聞こえてきております。秋になりまして、近くに飯豊山も白くなって初冠雪もありましたし、朝の影響ですが、山手の紅葉もいまいちパッとしない色目だと思います。

24日付けの農業新聞の中にありましたが、米の生産国コストの価格転換をどうするのか、個人ではなく、農業法人とかのアンケート調査が出ておりました。農家の米の価格が60キロあたり14,000円以上欲しい。アンケートの中で一番多かった答えが、16,000円から18,000円が欲しいとありました。農水省が農業基本法に掲げる価格転換も、今後、各機関でなされると思っているところであります。価格転換は、米のみならず、農業生産物、野菜、畜産物もそうですが、買う人があっての、生産物ですので、その調整が上手く行かないと大変だと思います。生産者に対する対策のみならず、消費者に対する対策も、これから必要になってくると思うところであります。

農業委員会としても、これから農閑期に入って行きますので、以前からお話をしているように、地域計画が本腰を入れて、そろそろ地域に入っていく時期かと思っておりますのでご協力の方、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまより第4回総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立致します。これから議事に入ります。日程第1「議事録署名人の指名について」運営内規第8条の規定により、〇〇〇、〇〇〇を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮り致します。会期は本日1日限りといたしますが、異議ありませんか。

委 員

異議なし

議 長

異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは日程第3報告第9号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

それでは農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明致します

1 番	届 出 者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	高峰字西高峰 1021 はじめ 40 筆	
	地目地積	田 11 筆畑 29 筆で 8,482.83 m ²	

以上、1件、報告致します。

議長 報告でございますので、ご了承ください。続きまして、日程第4議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 それでは、農地法第3条の規定による許可申請について説明させていただきます。所有権移転が2件であります。

1番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字高田 3946-2	
	地目地積	田1筆で1,164㎡	
2番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字田中向 5032	
	地目地積	田1筆で380㎡	

以上2件につきまして、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件を満たしており問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。最初に当該委員に関係する案件がありますので、退席を求めます。〇〇〇

議長 それでは1番の案件について、事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願ひします。〇〇〇

〇〇〇 1番の案件ですが、〇〇〇所有の田の続きの農地であり、〇〇〇が数十年耕作しており、現在もハウスとして使用しております。所有者の〇〇〇が高齢であることから、今後を考え、〇〇〇が購入をお願いし、〇〇〇が同意に至りました。購入代金も両者の間で合意の元で決定した金額ですので、問題はないと思います。

議長 それでは、これから質疑に入ります。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願ひします。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議 長 全員挙手で承認することに決定致しました。〇〇〇に報告致します。全員賛成によって承認することになりましたので、報告致します。その他の議案について、事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしく願います。〇〇〇

〇〇〇 2番の案件について、報告させていただきます。譲渡人の〇〇〇は〇〇〇の母親で、認知症を患って、ひめさゆり荘に入居しています。相続したいということでした。最適化推進委員の〇〇〇と2人で現地を調べて来ましたら、1枚の田んぼの4分の1程度が、この案件でありました。それを〇〇〇が今まで作付けしていたようです。以上になります。

議 長 それでは、これから質疑に入ります。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしく願います。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全員挙手で承認することに決定致しました。続きまして、日程第5議案第12号「農地法第4条第1項の規定による事業計画変更申請に対する意見について」を議題いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 それでは、議案第12号農地法第4条の規定による事業計画変更申請について説明致します。

1	申請人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字酒町西 904	
	地目地積	畑 1 筆で 543 m ²	

申請地は、飯豊町役場から北に約4km、日栄製作所から北側の位置にある農地でございます。詳細な場所について、案内図をご確認ください。続いて、転用事由について説明させていただきます。転用の事由につきまして、令和3年6月に小屋、接道、駐車場、雪捨て場の設置にて転用の許可を受けておりますが、工事開始後、接道、通路部分の配置変更と菜園の効率的な利用のため、事業計画書のとおり配置変更をいたしました。全体面積の変更もなく、配置変更による計画変更申請となりました。中央部分が真ん中に来たことで、通路が変わったことによって、当初申請していた小屋の部分が取れなくなったので、反対側に移動することになったものです。併せまして、通路部分が変わったことで、駐車場の設置の方がなくなっております。補足説明につきましては、事業費、資金計画、取水排水計画につきましては、当初と変更はありません。続いて、被害防除計画につきましては、当初と変更ございませんので計画書を

ご覧ください。以上の内容について、10月20日に地元農業委員の〇〇〇と現場確認を行っております。以上説明いたしましたので、よろしくご審議の上、許可下さいますようお願い致します。

議 長 事務局の説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願い致します。〇〇〇

〇〇〇 ただ今の案件ですが、申請がなされていたが、建物の位置が変わったものです。建物についても、当初の面積と変わりませんし、問題ありませんでした。建物の位置が変わった場合も申請をすることを分かっていなかったようです。

議 長 それでは、これから質疑に入ります。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願い致します。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全員挙手で承認することに決定致しました。続きまして、日程第6議案第13号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請に対する意見について」を議題いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

手塚補佐 それでは、議案第13号農地法第5条の規定による事業計画変更申請について説明致します。

1	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字大開二 741-8	
	地目地積	田 1 筆で 661 m ²	

申請地は、飯豊町役場から北東に約 1km の位置にある農地でございます。今年の 6 月に議題に上がりまして、当初の計画を変更しております。転用事由について説明させていただきます。申請者は、令和 5 年 8 月に住宅、庭、ガレージ等の建設にて転用許可を受けております。工事開始後に、隣りに母屋がありまして、その母屋との行き来をやすくするために、東側にも出入口を追加して、効率的に土地を利用する土地利用計画図の通りとおり建物等の配置を変更することになりました。全体面積の変更はなく、出入口の追加とガレージの位置換えによる変更申請になっております。補足説明の内容について変更はありません。事業費、資金計画、取水、排水計画、土地改良区内のついての事項は前回と変更ありません。変更内容につきまして、〇〇〇と現場確認を行っております。以上説明いたしましたので、ご審議の上、許可下さいますようお

願ひ致します。

議 長 事務局の説明が終了しました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしく願ひします。〇〇〇

〇〇〇 説明を伺って来ました。当初予定していたものと、車庫の位置がずれているんですが、それについては、〇〇〇から風の向き、雪の積もり方を考えて、変更したいと言っておりました。土地に関しては変更がございませんので、よろしくご審議願ひ申し上げます。

議 長 それでは、これから質疑に入ります。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしく願ひします。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全員挙手で承認することに決定致しました。続きまして、日程第7議案第14号「農地法第5条第1項の規定による計画申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

1	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字中洞二 6488	
	地目地積	畑 1 筆で 519 m ²	

申請地は、飯豊町役場から南東へ 2.3 k m の位置にある添川小学校近くの農地です。詳細な場所については、位置図・案内図を添付しておりますのでご覧ください。続いて転用事由について説明します。計画図も一緒にご覧ください。転用事由は、住宅を建築するものです。工事着手は、許可後で、令和6年8月10日に完了予定です。補足説明を行います。事業費は〇〇〇万円となっております。資金計画につきましては全額自己資金の予定、残高証明、通帳の写しがこちらに届いております。取水・排水計画については、取水は上水、排水方法は汚水、生活雑排水については農業集落排水、雨水は地下浸透でございます。

土地改良区との関係でございますが、申請地は白川土地改良区施工地ですが、受益地外の証明書をいただいております。被害防除計画について説明いたします。盛土造成後、法面に対し十分に緩い勾配で法面の保護を行います。近傍農地への影響については、緑地、緩衝地を設け、建物の高さを加減することにより、被害防除に努めます。農業用排水施設等に及ぼす影響はございません。こちらの内容につきましては、10

月16日に地元農業委員の〇〇〇と現地確認を行っております。当初、2510-1、2510-4は非農地証明として1度、非農地になっております。今回の転用につきましては、建物の一部が6488にかかるということで、転用申請になっております。農地転用の基準であります、10ヘクタール以上の一団の農地が広がる区域になる農地であります。第1種農地の転用は、原則許可することができないとされておりますが、住宅建設の申請において、居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものは例外的に許可できるとされております。以上説明いたしましたので、ご審議の上、許可下さいますようお願い致します。

議 長 事務局の説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願い致します。〇〇〇

〇〇〇 ただいま説明がありましたように、〇〇〇と〇〇〇は親子関係にありまして、〇〇〇の住宅の脇に、〇〇〇の家を建てるといことです。畑地目の土地ですが、住宅地に少しついている畑でありまして、他にはなんら問題ないと思っておりますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 それでは、これから質疑に入ります。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願い致します。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全員挙手で承認することに決定致しました。続きまして、日程第8議案第15号「飯豊町農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 それでは、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、説明致します。所有権移転が1件であります。

1	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字開発 3750	
	地目地積	田1筆で 9,645 m ²	

以上、1件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件、従業時間、従事日数等、すべてについて該当するものであります。ご承認下さいますようよろし

くお願い致します

議 長 事務局の説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願ひします。〇〇〇

〇〇〇 この案件につきまして、双方の聞き取りをしまして、何ら問題もありませんし、10aあたり〇〇〇円とありますが、これは白川土地改良区が提示している金額でありますので、何ら問題ないと思ひますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 それでは質疑には入りません。事務局説明に関連して、質問、意見等ありましたよろしくお願ひします。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全員挙手です。よって、承認することに決定致しました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第4回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦勞様でした。
(午前10時6分閉会宣した。)
以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和5年10月25日

議 長 _____

署名委員 (7番) _____

署名委員 (8番) _____